

急速充電設備に係る消防長が認める延焼を防止するための措置

令和3年4月1日

消防局告示第4号

衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年条例第25号。以下「条例」という。）第17条の2第1項第1号の規定により、消防長が認める延焼を防止するための措置を下記のとおり定める。

記

条例第17条の2第1項第1号に規定する消防長が定める延焼を防止するための措置は、次に掲げるとおりとする。

- 1 きょう体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 きょう体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。